

信頼の原則：交通事故体験

2024/12/20 TI

「信頼の原則」という言葉を聞いたことがあるでしょうか？ 交通事故における信頼の原則とは、「他の交通関係者が交通ルールに従って適切な行動を取ることを信頼して行動してよく、その者の不適切な行動によって生じた事故については過失責任を問われない」という法理です(e.g. Ref.1)。

本稿は、筆者が3カ月ほど前に車対車の交通事故に被害者として遭い、この「信頼の原則」を適用して過失0を獲得した2カ月半の体験記です。少し長くなりますが、ご参考になれば幸いです。ただし、被害者側からの一個人体験であり、公正である保証はありません。

1. 事故状況

直進路が優先道路であるT字路交差点で車対車の衝突事故です(図1参照)。筆者(被害者:乙)車両がその直進路を進行中に、右手の非優先道路から加害者(甲)車両が交差点に右折進入し、交差点の出口付近で甲車両の前部右側を直進車の後部左側に接近衝突させたのです。甲は、「そちらの車には、全く気付いていませんでした。申し訳ありません」と何度も何度も謝られました。筆者は甲車両をぶつけられて衝突事故の発生を知った状況であり、過失の覚えは全くありません。

事故現場から警察に事故届出をし、実況見分を受けました。両車両に衝突傷が付いた物損事故でした。(人身事故か物損事故かを決めるのは警察です。後に申請により変更も可能です。)

事故届出を済ませましたので、後に各都道府県の交通安全運転センターから「交通事故証明書」が発行されます(インターネットによる申請が可能です)。この証明書は事故があったことを証明するもので、記載事項は、事故の発生日時や発生場所、事故の当事者の情報、事故類型(交通事故の当事者間の関係)などに限られており、事故の過失割合の記載はありません。過失割合は、加害者(甲)と被害者(乙)の当事者間での合意により決まるものです。当事者間で示談交渉が必要です。

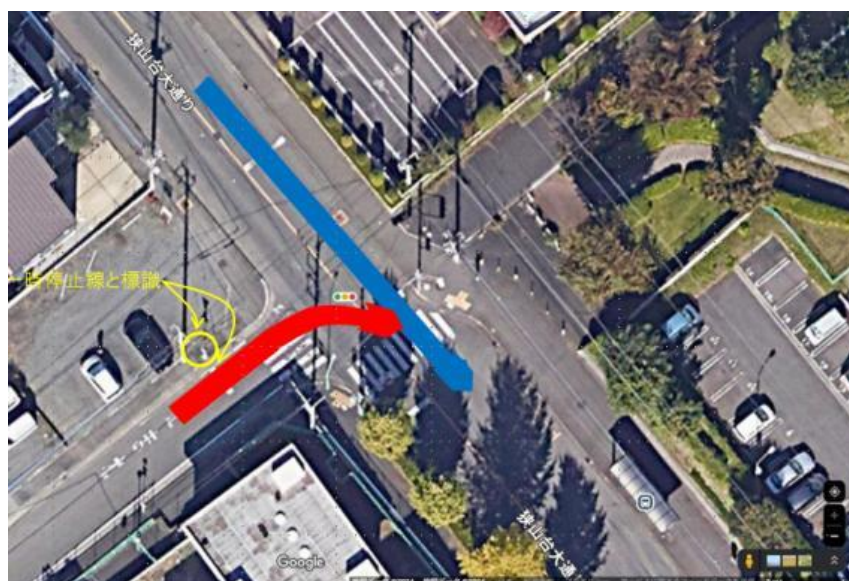


図1 T字交差点(信号は押しボタン式、直進路は優先道路でありセンターラインが交差点を貫通)での車対車の交通事故: 赤線(加害車両の進路)と青線(被害車両の進路)

2. 示談交渉1：保険会社の担当者

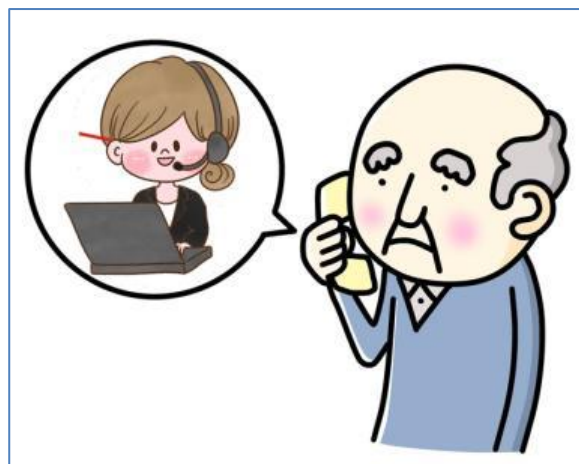
当方（乙）の保険会社に事故連絡し、過失割合 0%の主張希望を伝えました。0%主張場合、保険会社に示談代行をしてもらうことができません。理由は、保険会社に保険金支払い義務がないにもかかわらず、被保険者の示談交渉を代行することは、弁護士でない者による法律事務の取扱い等を禁止している法律（弁護士法72条）に違反する行為として禁じられているからです。そこで、当方が加害者（甲）の自動車保険会社（MS 社）と直接に示談交渉をすること決断しました。

甲乙の基本過失割合に関しては、事故の類型ごとに過去の判例を基にした割合が、「民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準/別冊判例タイムズ第38号」に載っており、インターネット上にも多くの解説記事があります。また、事故当時の細かな状況に応じて基本過失割合から修正を行うための修正要素についても説明があります。

今回事故の類型は、「T字路交差点の直進路が優先道路の場合」に当たり、基本過失割合は「直進車（乙）10 %：右左折車（甲） 90 %」です。この%数値には、右左折車の一時停止違反が織り込み済みです。甲/乙に著しい過失がある場合は 10%、重過失の場合は 20%の補正が入ります。著しい過失の具体例は以下になります。

- ・わき見運転など著しい前方不注視
- ・著しいブレーキ、ハンドルの不適切操作
- ・携帯電話やスマートフォンの通話や操作をしながらの運転
- ・時速 15km 以上 30km 未満の速度違反
- ・酒気帯び運転

甲の MS 社担当者との交渉が始まりました（最初だけ電話で後はメールを使用）。当方が過失 0%を主張するも、担当者は「貴方にも過失がある」と言う。当車両にドライブレコーダーは残念ながら付いておらず、相手側には付いていた。そこで、「両者にとって事故状況を正確に把握するためには、そちらの車両のドライブレコーダーの映像がとても有効です。その映像ファイルを送って下さい」と強く依頼。よく解らない理由と遅いレスポンスで12日間も要しましたが、なんとか映像ファイルを手入。



映像から以下が確認できました。①甲車両が、交差点手前で徐行はするものの一時停止をしていないこと、②直進路（優先道路）の乙車両が交差点に進入しかけているのに、非優先道路からの甲車両が左右の安全確認不足のまま交差点に右折進入を始めたこと、③進入中に甲車両との衝突を避けるために急ブレーキやハンドル操作を全くしていないこと。

そして、担当者から以下の提示メールがありました。「右折車側に安全確認不足があったことを認め、基本過失割合は 5%修正を行い【直進車 5 %：右折車 95 %】の提案」と「残り 5 %に対する過失相殺主張（下文）」です。

「道交法は全ての運転手の方に平等に課している結果予見義務、結果回避義務があり、例えば脇道、その他道路に面した施設から車だけでなく、自転車、歩行者等が出てくる可能性を予見したうえで事故が無いような運転をしなければならないと定められております。道交法が適用される道路上を運転中の乙にこの予見・回避義務が一切ないとは言えないと考えているため弁護士見解を含め、100%の賠償は致しかねる見解となります。」

【筆者注：「弁護士」を添えて、「100%の賠償は致しかねる見解」に権威付けをしています。】

当方（乙）5%過失は、覚えがなく納得がいきません。この種の事故ケースはよくあるはずと思いインターネットで探してみました。ありました。「交通事故の被害者についていわゆる信託の原則が適用される場合であるとして過失相殺が否定された事例」【名古屋高裁・H22.3.31 判決（自保ジャーナル・第1827号）】です。

「優先道路を進行している直進車側には、急制動の措置を講ずることなく停止できる場所において、非優先道路から交差点に進入している車両を発見した等の特段の事情のない限り、非優先道路を進行している車両が一時停止をせずに優先道路と交差する交差点を進入してくることを予測して前方注視をし、交差点を進行すべき義務はありません。」

上文を引用して反論を行いました。その後、担当者からは再反論の無い同じ主張の返答となる2回のメールやり取りがありました（返答はいつも1週間ほど待たされます：交渉策の一つらしい）。最後は、当方5%過失の具体的行為を質すも答えてもらえず。これ以上の交渉はもはや無理となり、担当者の交代をMS社クレーム窓口にお願いしました。後日に担当者上司から電話があり、「今後の担当は、会社契約の弁護士になります」と知らされました。

3. 示談交渉2：保険会社契約の弁護士

弁護士から受任通知書が郵パックで届きました。通知書要点を以下に示します。

① 目視確認が不十分で直進車両の発見を見落としたことが事故の主要因であり、●●氏の過失が大であることは否定しないが、その点は90：10との基本過失割合に織り込み済みであること

【筆者注：織り込み済みは一時停止違反であり、目視確認不足は織り込まれていません】

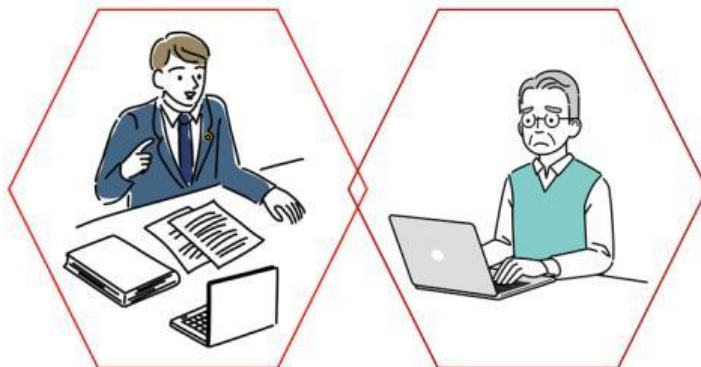
② 引用にした「信託の原則」適用の判例は、一裁判例に過ぎず本交通事故への適用は不適切であること

【筆者注：適用は適切と考えており、不適切主張はかなり強引と思われます】

③ 当職の意見は「90：10」ですが、当職介入前にMS社から「95：5」の修正割合を提示していた経緯がありますので、早期の裁判外での解決が可能なのであれば「95：5」での解決を検討しますとのこと

【筆者注：弁護士の常套句であろうこの文章には、「割合を変えたいのなら裁判しかなく、長期になるし費用も掛かりますよ、私側は慣れています貴方側は不慣れで大変になりますよと、ましてや裁判に勝てる保証もないですよ、だから早く合意しなさい」との上位目線の脅しがあります。】

この頃には甲乙車両の修理見積（それぞれが約 40 万円と 30 万円）が既に出ています。5%過失は、修理見積計約 70 万円の 5%、つまり 3.5 万円ほどに相当します。当方にとって、この額はとても高いものではないけれども 5%過失に納得感はありません。そして、①基本過失割合の織り込み済みを故意的に取り違える狡さ、および②「信頼の原則」の適用妥当性をミスリードする不誠実、を許諾すること、③上位目線の脅しに屈服することは、何よりも本性として受け入れ難いのです。そこで、①と②に対し、丁寧かつ論理的に反論主張して返答しました。10日余りが過ぎましたが、返信メールが届きません。プロ対アマの示談交渉になってしまいました。さて、どうする？



4. ADR 機関の利用申し込み

先ず考えられる打開策は「弁護士相談」です。インターネットによると、相談料は 30 分あたり 0.5 ～2.5 万円、半日 3～5 万円、1 日 5～10 万円です（初回は無料のところもあり）。自動車保険に弁護士特約が付いているなら、300 万円までカバーできます。ただし、保険会社が認めた事故案件に限ります。一般車両（高価な外車でない）の物損事故は、賠償額が 100 万円程度以下であり、賠償額入金よりも弁護士費用支出の方が多くなるため、通常は弁護士を使わないようです。（人身事故では、通常、裁判で決まる賠償金よりも弁護士示談で勝ち取る方がずっと高額であり、弁護士による示談交渉が多くなっています。）

今回は、甲乙両者の賠償額を合わせても 70 万円程度であり、争っているのはその内のわずか 3.5 万円と少額なのです。そのため弁護士相談は適さず、一方、MS 社にとってもコストに会わず契約弁護士の交渉案件ではないでしょう。今回の契約弁護士には、MS 社利益のために賠償金のできるだけの抑え込み交渉を終了させる役割があり、かつ、弁護士面子を保つことも大事なことでしょう。

次なる打開策をインターネットで探す必要があります。見つけました。費用を抑えて早く決着を着けた場合の手段としての ADR 機関の利用です（Ref.2）。ADR は特定の機関の名称ではなく、Alternative（または Appropriate）Dispute Resolution の頭文字を取った略語で、訴訟手続によらない紛争解決方法を示し、一般的には「裁判外紛争解決手続」と訳されています。当事者同士の交渉と裁判所による法律に基づいた裁断との中間に位置する紛争解決方法です。ADR 機関には、公的団体から民間組織までさまざまな形態があり、たいいていの ADR 機関は民事トラブル全般の紛争処理を取り扱っています。特に交通事故の紛争解決に特化した ADR 機関として、「公益財団法人 交通事故紛争処理センター（Ref.3）」と、「公益財団法人 日弁連交通事故相談センター（Ref.4）」の 2 つが有名です。どちらを利用するのがよいかは、「あなたが何を相談したいか」「相手が損保か共済か」によって決まります（Ref.5）。前者には以下の特徴①～③があります（Ref.2&3）。

① 法律相談、和解あっ旋および審査手続き

被害者と加害者が契約する保険会社または共済組合との示談をめぐる紛争を解決するために、双

方の間に立って法律相談、和解あっ旋および審査の手続きが行われます。相談料などは基本的に無料で、同センターの相談担当弁護士が中立公正な立場で対応してくれます。

② 審査

相談や和解のあっ旋を行った結果、担当弁護士があっ旋不調と判断したとき、通知を受けた日から 14 日以内に限り、当事者は審査の申し立てを行うことができ、同センターは審査会を開催し、審査や裁定を行います。

③ 損害保険会社や共済との提携が特徴的

同センターの強みは、数多くの損害保険会社や共済組合などと協定を結んでいることです。そのため、同センターが下した審査結果や裁定については、協定を結んでいる損害保険会社や共済組合といった交渉相手に、ある程度拘束力をもった仲裁案となります。

そこで、前者の交通事故紛争処理センターの東京本部に利用申し込みをしました。その電話受付時に、事故状況、示談交渉の現況などの聞き取りがあり、その場で甲乙両者が出席する和解あっ旋の期日が1か月余り先に予定されました。なんとスピーディーなことでしょう。止まりかけた交渉時計が急に動き始めました。驚きと感激です。センターには決められた事前資料を期日10日前までに提出しなければなりません。また、契約弁護士への期日連絡と出席要請は、当方の担当です。早速に弁護士に電話をして、センターにあっ旋を依頼したこと、そして予定期日と出席要請を伝えました。「電話会議なら出席可能」との少し驚いた様子の返答をもらいました。これをセンターに伝え、面談形式が必須とのことで、再度、弁護士に伝えました。「分かりました」の返事で期日が確定しました。

2週間余りかけて事前資料を準備し、期日まであと14日となる日にセンターに郵送しました。その翌日に弁護士からメールが届きました。「早期解決のために今回に限り、損害額〇〇円、過失割合「当方乙氏0%：加害者甲氏100%」を提案します」とあり。センターでのあっ旋期日直前にして示談成立、交渉終了です。事故日から2カ月半を要しました。(軽い物損事故で示談交渉する場合、通常は2週間から一カ月です。)

契約弁護士がここに来て当方の主張を認めたのには、センターでのあっ旋がプレッシャーになった可能性があります。強引な主張がセンターでのあっ旋に通用しない恐れです。また、僅か3.5万円のために意地を張っている弁護士(時間単価が高いプロ)としての面子が潰れることを恥じたのかもしれません。

筆者にとっては、示談交渉は初めての体験であり、またストレスもあったことから交渉術の拙さが出てしまった場もありました。今後は、冷静でタフな精神の向上に努めてまいります。

5. まとめ：信頼の原則

車対車事故の裁判において、「信頼の原則」が過失割合の修正によく取り込まれています。ドライブレコーダーが多くの人に載せられてきて、事故状況の評定精度が向上してきた要因があります。車対歩行者や車対自転車の事故においては、この原則が適用できない相手があります。例えば、小さな子供、高齢者、泥酔者などです。彼らは不用意に車道にはみ出すことが「通常」あり得るからです。つまり、結果回避のために適切な行動に出ることを信頼することができないからです。また、

車対車でも「信託の原則」が適用できない道路や天候状況があります。雪道や凍結道路、大雨や霧などによる視界不良です。更に大事なことは、当車両側に交通違反、例えば速度超過、わき見運転、点灯義務違反などが有る場合は、「信託の原則」は適用されません。「交通秩序に従って行動する運転者だけが、法律の保護を求めることができる」という「クリーンハンズの原則」があるからです。

「信託の原則」は、交通事故ばかりでなく民事法にもあります。行為者が被害者や第三者が適切な行動をすることを信託してよい場合、その者の不適切な行動によって結果が発生したとしても、行為者は責任を負わないという原則です。

「信託の原則」はもともと道路交通事故における過失認定の基準として、1930 年代のドイツの判例で確立したものであり、昭和 40 年（1965 年）代頃から日本において採用されるようになったそうです。「行為者がある行為をなすに当たって、被害者あるいは第三者が適切な行動をすることを信託してよい」社会が前提になっています。世界のどこの国にでもある原則ではありません。

参考文献

Ref.1 [交通事故における「信託の原則」 | 宝塚の相続専門弁護士 | 宝塚花のみち法律事務所](#)

Ref.2 [ADR 機関とは？事故の示談が進まないときに利用できる第三者機関](#)

Ref.3 [交通事故相談なら 交通事故紛争処理センター](#)

Ref.4 [【公式】日弁連交通事故相談センター | 弁護士が直接無料相談](#)

Ref.5 [交通事故紛争処理センターと日弁連交通事故相談センターの違い](#)